

## 社会福祉法人おおつか福祉会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を構築するため、業務改善を図り、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日 3年間

### 2. 内容

目標1：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を実施する。

#### 〈対策〉

制度に関するパンフレットの配布、定期的な情報提供の実施

目標2：勤続5年の職員に対し、連続する3日の特別休暇取得を推進する。

＊勤続5年には、産前産後休暇、育児休暇も通算する。

#### (休暇の条件)

基準日 令和6年3月31日時点で勤続5年を経過している者

取得条件 ・出勤率80%以上  
・休暇中は給与が支払われる

取得時季 ・施設は事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することができる

#### 〈対策〉

該当職員に対して、年度初めに通知。

管理職が率先して取得することにより、一般職員が取得しやすい環境作り。

目標3：バースデイ休暇の取得を推進する。(毎年取得推進)

#### (休暇の条件)

取得条件 ・入社時より取得可能(勤続年数は考慮しない)  
・出勤率80%以上(入社初年度は考慮しない)

使用条件 ・休暇は1日とする  
・バースデイ休暇は給与が支払われる特別休暇とする

取得時季 ・誕生月であれば、職員の希望で取得することができる。  
また誕生月に取得できない場合、誕生月の翌月中まで取得できるものとする。  
・施設は事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することができる。

#### 〈対策〉

管理職が率先して取得することにより、一般職員が取得しやすい環境作り。

目標4：有給休暇の取得を促す

#### 〈対策〉

職員によって有給休暇取得に偏りがあり、該当職員に対して休暇を取得するように促し、決められた有給休暇数を取得するようにする。管理職などが率先して取得し、また職員に休暇の取得を促す。

目標1～4までの実施期間はすべて計画期間(令和6年4月1日から令和9年3月31日)に実施する。